

**「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）」制度の一部を改正します。**

▶10月1日以降に開始する技能実習のうち、登録教習機関、登録基幹技能者講習実施機関、職業訓練法人又は指定教育訓練実施者（以下「登録教習機関等」という。）に委託して実施する場合は、計画届の届出が不要となります。

＜人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）における計画届に係る手続き＞

技能実習の実施方法	現行の計画届に係る手続き	平成30年10月1日以降に開始する技能実習に係る計画届に係る手続き
自ら実施 又は 登録教習機関等以外 に委託して実施	技能実習を開始する日の原則3カ月前から1週間前までに計画届を提出	同左
登録教習機関等に委託して実施	技能実習を開始する日の原則3カ月前から1週間前までに計画届を提出	不要

詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。

## 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）とは

○中小建設事業主等が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、経費・賃金の一部を助成するものです。

○平成30年9月30日以前に開始する技能実習に関する本コースの支給要件・手続き等の詳細は、パンフレット「建設事業主等に対する助成金（旧建設労働者確保育成助成金）のご案内」をご覧ください。

建設事業主等に対する助成金（旧建設労働者確保育成助成金）のご案内

▶ 建設事業主向け <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyuanenteikyoku/763.pdf>

▶ 建設事業主団体向け [http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyuanenteikyoku/580\\_2.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyuanenteikyoku/580_2.pdf)

## 技能実習の一部を事業主・団体自ら実施する場合

○1つの技能実習について登録教習機関等に委託する部分と事業主・団体自ら実施する部分の両方ある場合は、登録教習機関等が実施する部分と事業主・団体自ら実施する部分の両方の内容について記載した計画届を提出する必要があります。

○1つの技能実習について、実習の途中で事業主・団体自ら実施する部分が生じた場合は、該当部分の実施前に計画届を提出する必要があります。

詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。